

**令和 3 年度
教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価に関する報告書**

（令和 2 年度事業対象）

令和 3 年 10 月

えびの市教育委員会

1 自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成 20 年 4 月から、教育委員会の権限に属する事務についての自己点検・評価制度が導入されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

教育委員会が、地域の教育課題に応じた基本的な教育の方針・計画を策定し、これに即して実施した政策について政策効果をしっかりと把握し、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することは、政策立案を的確に行うとともに住民に対する説明責任を果たす上で重要なことです。

このような観点から、えびの市教育委員会では、平成 19 年度事業分から毎年度、法の趣旨にのっとり具体的な内容の点検・評価を行っています。

2 具体的な点検・評価の方法

次の 3 つの項目に分類したうえで、項目ごとに実績や課題、今後の方針をまとめ、次年度の取組に反映することで、点検及び評価を行っています。

- ・シート 1・・・教育委員会の活動
(教育委員会の活動及び運営状況等)
- ・シート 2・・・教育委員会が管理・執行する事務
(えびの市教育長に対する事務委任規則により教育長に委任されていない事務)
- ・シート 3・・・教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務
(「令和 2 年度えびの市教育基本方針・教育施策」に定めた重点的な施策)

3 判定の考え方

過去の評価等と比較しながら、次の視点で 3 段階判定を行っています。

A	概ね実施できたもの
B	A 又は C 以外
C	ほとんどできなかったもの

◎ 1 教育委員会の活動（教育委員会の活動及び運営状況等）

項目 1	項目 2	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	○会議を 15 回開催した。（令和元年度 14 回） ○毎月の定例会と必要に応じて開催する臨時会で適切に対応できた。	○会議が円滑に進められるよう、適切な時期、間隔をもって定例会、臨時会を開催していく。	A
	②教育委員会会議の運営上の工夫	○行事と会議の同日開催や、会議資料を事前送付するなど、効率的な会議運営を行った。	○引き続き、委員の負担軽減と効率的な会議運営に努めていく。	A
(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の状況	○会議開催を事前に公表しているが、傍聴者はなかった。	○会議開催の事前公表を継続していく。	A
	②議事録の公開、広報・公聴活動の状況	○教育委員会会議録及び教育長交際費をホームページに公開した。 ○えびの市情報公開条例の規定に基づく公開請求を行った。	○引き続き、教育委員会会議録及び教育長交際費をホームページで公開していく。 ○公開請求に適切に対応した情報公開を行っていく。	A
(3) 教育委員会と事務局の連携	○教育委員会と事務局の連携	○会議において、報告事項の充実や協議を行い、連携の充実を図った。	○引き続き、諸案件を教育委員に適宜報告していくとともに、協議を行いながら、課題に取り組んでいく。	A
(4) 教育委員会と首長の連携	○教育委員会と首長との意見交換会の実施	○総合教育会議を 1 回開催し、市長と意見交換を行った。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から市長をはじめ市内教育関係者との連携、親睦を深めることを目的とする教育関係者交流会は中止とした。	○引き続き、総合教育会議や教育関係者交流会等を通じ、内容の充実した意見交換を図っていく。	A
(5) 教育委員の自己研鑽	○研修会への参加状況	○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から例年参加している研修会等が中止となったため、参加できなかった。	○新型コロナウイルス感染症禍においては、オンライン会議等による研修会を含め、研修参加の機会を設けていく。	B
(6) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	○令和 2 年 6 月 1 日に市内全学校の訪問を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から学校滞在時間を短時間とし、授業参観のみによる訪問とした。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から各学校の行事・発表会においては、来賓等の招待は行わない対応としたため各委員の出席は行わないこととした。	○教育委員の学校訪問等については、新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら、実施を検討していく。	B
	②所管施設訪問	○教育・文化・体育施設の施設訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施されなかった。	○教育委員の所管施設訪問等については、新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら、実施を検討していく。	B

◎2 教育委員会が管理・執行する事務（えびの市教育長に対する事務委任規則により教育長に委任されていない事務）

項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
学校教育又は社会教育に関する基本方針を定めること。	○令和3年度えびの市教育基本方針、教育施策を策定した。	○策定内容については、各学校、議会にも引き続き配布していく。 ○教育基本方針及び教育施策に掲げた項目に着実に取り組んでいく。	A
学校、図書館及びその他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。	○該当事項がなかった。	○該当案件が生じた際は、慎重に検討、協議を行い、速やかに手続きを進めていく。	A
教科内容及びその取扱の一般方針を定めること。	○各学校の経営方針や教育課程の承認をした。	○学校との連携を通じ、経営方針の策定や教育課程の編成の支援を行っていく。	A
県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免、その他の進退について内申すること。	○県教委から求めのあった任免等について、内申を行い適切な人事運営を図った。	○引き続き、適切な人事運営を図るべく、県教委の指導の下、進めていく。	A
県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	○職員服務規程（平成18年宮崎県教育委員会訓令第2号）及びえびの市立学校管理規則で規定するとともに、コンプライアンス研修を実施した。	○規程等に関する周知を図るとともに、研修を通じコンプライアンスの徹底を図っていく。	A
前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。	○県費負担教職員の人事については、県教委への内申を適切に行った。 ○懲戒については、市町村立学校職員の懲戒に関する条例（昭和31年宮崎県条例第39号）及び市町村立学校職員の懲戒に関する規則（昭和31年宮崎県人事委員会規則第9号）を準用し、適切に処理した。	○県教委の指導の下、適切かつ速やかに処理を進めていく。	A
教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。	○第3回臨時会及び第12回定例会で、令和3年4月1日付人事異動に関する議案を審議、承認した。	○引き続き、適切な日程において会議を開き、審議を行っていく。	A
1件500万円以上の工事の計画を算定すること。	○次の工事を計画・施工した。 真幸小学校校舎（1号棟）外壁等改修工事（繰越事業） 飯野中学校プール改修工事 校内通信ネットワーク整備事業（繰越事業） 永山運動公園整備（既存部分）工事（R3年度に一部	○今後も計画的な施工に努めていく。 ○文化及び体育施設すべてにおいて老朽化しており、優先順位の高いものから計画的な修繕・改修等を行うとともに、安心・安全な環境の整備を図っていく。	A

項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
	事故繰越)		
教育委員会規則・告示及び訓令の制定又は改廃を行うこと。	○次のとおり、制定、改廃を行った。 条例制定改廃 1 件 規則制定改廃 5 件 告示制定改廃 14 件 訓令制定改廃 0 件	○制定、改廃等の作業を速やかに進めていく。	A
教育予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。	○令和2年度予算の補正、令和3年度当初予算、条例等の制定改廃等の原案について会議で審議し、決定した。	○引き続き、適切な日程において会議を開き、事前資料の配布など慎重に審議を行っていく。	A
社会教育委員、奨学生選考委員会委員、文化財保護調査委員及び図書館協議会委員を委嘱すること。	○各委員の選任について、教育委員会に提案し、事務局原案のとおり承認された。	○委嘱時期を逸しないように、任期期間の確認を行う。	A
学齢生徒及び学齢児童の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。	○該当する案件はなかった。	○該当案件が生じた場合には、会議において慎重な審議を行い、区域の設定および規則の改正を行う。	A
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に関すること。		○法律に基づき、令和元年度事業の点検・評価を行い、議会に報告するとともに、ホームページで公表した。	A

◎3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務（「令和2年度えびの市教育基本方針・教育施策」に定めた重点的な施策）

学校教育

項目	項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
1 えびの市学校教育のめざすもの (1) えびの市の学校教育ビジョン	①人権・同和教育の推進	○教職員が人権尊重の理念について理解するため、研修の充実が図られた。 ○児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりに努めた。 ○学校においては、全教育活動を通じて、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めた。	○人権教育推進協議会を通じて、学校間の取組状況の共有を行う。 ○学校を通じて人権を考える機会を多く提供できる取組を支援する。 ○関係機関と連携し、個々に応じたきめ細やかな対応による生徒指導が行えるよう指導する。	A
	②幼保・小・中・高の一貫教育の推進	○幼稚園、保育園及び認定こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を進めた。 ○校種間で子ども達に身に付けさせたい資質・能力・態度等を明確にして、円滑な接続が図られた。 ○発達の段階に即した系統性・一貫性のある継続的な指導が推進された。	○幼保小連携推進事業を通じ、校区間で教職員が子ども達の情報の共有を図る機会を設ける。 ○各校区内で一貫性の更なる推進を図るために、特色ある活動ができるよう取組を支援する。	A
	③ふるさと教育・キャリア教育の推進	○総合的な学習の時間「えびの学」を中心に、児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえ、地域の教育資源を生かした特色ある教育課程を編成した。 ○ふるさとを愛し、ふるさとに自信と誇りをもつ児童生徒及び地域に貢献しようとする気概をもつ児童生徒の育成に努めた。	○伝統芸能・伝統行事の継承は、地域の協力を得ながら連携した活動ができるように取り組む。 ○えびのの歴史や文化、自然などを改めて学習する機会を設け、小中だけでなく高校まで連携した取組を行う機会を新たに設けることにより、より地域に貢献する人材の育成を図る。	A

項目	項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
2 えびの市学校教育「3つの挑戦」	(1) 学力向上への挑戦 ① 基礎・基本の徹底 ② 英語教育の充実 ③ 30 人学級事業の充実 ④ 教職員の資質向上 ⑤ 特別支援教育の充実 ⑥ ICT の活用	○ 少人数による個に応じた指導や各種調査の分析を踏まえた組織的な対応、教職員の研修による指導力向上を図ることにより、児童生徒一人一人の「伸び」へつながる基礎・基本の定着が図られた。 ○ 幼稚園、保育園、認定こども園に ALT を派遣し、就学前の段階から「英語活動」に取り組んだ。 ○ 小学校低学年では ALT を活用した「英語活動」と共に ICT 教材を活用した英語教育の充実を図った。 ○ 中学校では週 4 時間の「英語」に加え、週 1 時間の「英語表現科」を教育課程に位置付け英語教育の推進を図った。 ○ 30 人学級事業では、教科や授業内容、児童生徒の学習状況等によっては、学習形態や指導方法を工夫するなど弾力的に運用し、学習内容の定着や教職員の授業力向上を図った。 ○ 初任者を除く 5 年未満の若手講師を対象に重点支援校訪問を実施し、若手人材の育成を図った。 ○ 「教科指導力向上研修」として、小学校の低・中・高学年及び中学校の教科において、授業研究会を行った。 ○ 幼保・小・中連携による就学支援体制を整備し、特別支援教育支援員を学校に配置し、個別にサポートを行う体制を整えた。 ○ ICT 教材を活用した教職員の授業研修を実施した。 ○ 小学校でのプログラミング教育の円滑な実施に努めた。	○ 学力テストの分析により、児童生徒個々に応じたきめ細かな取組を行う。 ○ 英語の教科化により、教員の授業の進め方や工夫などを共有し、ALT の活用については、児童生徒が英語に対する苦手意識を持つことのないように工夫する。 ○ 発達段階に応じたきめ細かな環境整備に努め、合理的配慮を行う。 ○ 学校訪問による指導や、指導力向上のための学習の場を設け、人材育成の推進に努める。 ○ 特別支援教育支援員を学校に配置し、発達の段階に応じたサポートを行う体制を整える。	A

項目	項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
	(2) 心の教育への挑戦 ①いのちを大切にする教育の推進 ②豊かな情操と規範意識の育成 ③コミュニケーション力の育成 ④生徒指導の充実	○県より令和2年度から3年間「ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業」の指定を受け、SOSの出し方教育やピア・サポートの研究を推進した。 ○異学年交流、学校間交流、高齢者との交流、障がい者との交流等、様々な人との交流活動を積極的に進め、豊かな人間関係を醸成する態度を育成していくよう努めた。 ○規範意識をもち、してよいこと、しなければならないこと、してはならないことを、児童生徒一人一人が認識し、実践できるよう、学校における全教育活動を通して、意図的・計画的に指導した。 ○各教科や特別活動等において、「対話」を通して情報を共有し、合意形成・課題解決する能力を高めることができた。 ○いじめ・不登校等の課題解決に向けて、学校と適応指導教室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図り、教育相談体制の充実に努めた。	○人権教育と連携させ、教職員の研修の充実を図るとともに、児童生徒が、自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりを行う。 ○関係機関と連携し、個々に応じたきめ細かな対応による生徒指導が行えるよう支援する。	A

項目	項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
	(3) 健康教育への挑戦 ①体育・部活動指導の充実 ②防災・安全教育の推進 ③歯科保健指導の充実 ④食に関する指導の充実 ⑤学校給食の充実	○体力テストの結果をもとに、課題のある項目について重点的な指導・支援を行い、体力の向上を図った。 ○校内の部活動指導体制を整え、必要に応じて部活動指導員を雇用し、活発な部活動を推進した。 ○自然災害等の危険に際して、主体的に行動する態度を育成する防災教育を推進した。 ○通学路安全対策プログラムに基づく関係機関による通学路危険箇所合同点検を実施し、通学路の安全確保を図った。 ○給食後の正しい歯みがきの指導、むし歯治療についての保護者への啓発を行った。 ○予防歯科として各学校におけるフッ化物洗口の実施に向けた取組を進めた。 ○食育基本法及びえびの市食育・地産地消推進計画の趣旨に基づいた、食に関する指導の充実に努めた。 ○安全で、楽しく、おいしい給食の時間になるよう、運営と指導の充実に努めた。	○えびの市部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針を推進する。 ○部活動改革の推進について、今後の在り方について研究する。 ○引き続き、関係機関との通学路危険箇所合同点検を実施し、通学路の安全確保を図っていく。 ○う歯治療率100%を目指す取組を研究し、フッ化物洗口事業ができる環境を整え、実施する。	A
3 学校の説明責任と教職員の資質向上		○学校運営協議会を活用し、地域への説明責任を果たすよう努めた。 ○各種研修を行ったほか、教育研究センターや各種研究部会の積極的な活動を推進し、教職員の資質向上を図った。	○学校運営協議会の活発な活動ができる環境を支援する。 ○教職員の働き方改革を推奨し、県が行う学力向上事業を十分活用し、教職員の資質向上を図る。	A
4 学校施設・設備の整備充実		○老朽化した施設・設備の改修、修繕等を計画的に行った。令和2年度は、次の工事を施工した。 真幸小学校校舎（1号棟）外壁等改修工事（令和元年度繰越 令和2年12月完成）、飯野中学校プール改修工事（令和3年3月完成） ○樹木の枝折れ等による事故を防止するため、点検の実施と必要に応じて剪定や伐採を行った。 ○「GIGAスクール構想の実現」に対応するため、児童生徒一人一台端末及び高速大容量の通信ネットワークの整備を行った。	○予算の平準化や将来への負担軽減を考慮しつつ、安全安心で、充実した教育環境の整備及び社会情勢に応じた施設整備を進めていく。 ○樹木の多くが植栽してから年数が経過しており、老木化や大木化による倒木の危険性等が懸念されるため、必要な伐採は行っていく。 ○一人一台端末を活用した授業や遠隔教育及びプログラミング教育を取り入れた授業を実施し、積極的な活用を図る。	A

学校給食

項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
1 安全で美味しい学校給食の提供	○栄養教諭と学校栄養職員により栄養バランスのとれた献立を起案し、安全で美味しい給食を提供した。 ○地産地消については、えびの産米「ひのひかり」を使用し、副食は県産・国産の食材を多く取り入れた。 ○各学校と連携を図りながら献立内容の啓発等に努めた。	○栄養バランスのとれた安全で美味しい給食の提供に努める。 ○えびの産米「ひのひかり」を使用し、青果物についても安心・安全を基本として、県産・国産の食材を取り入れる。 ○各学校と密に連携を図り、学校給食事業に活かしていく。	A
2 えびの市食育・地産地消推進計画に基づく食育の推進	○栄養教諭が各学校において授業するなど、食に関する指導を行った。 ○「こんだてひょう」（月1回）、給食だより「うんまか」（年6回）を発行し、各家庭へ食に対する情報提供を行い、食の大切さをPRした。 ○2階の見学ホール等を活用し、実際に給食を調理する様子を見学・学習等を行い、食育の推進を図った。 小学校3校 104人 行政視察1団体 2人	○食に関する授業については、各学校との連携が重要である。また、施設の見学ホールを活用し食育の授業に活かしていく。 ○引き続き、各家庭へ食の大切さなど、情報提供に努める。	A
3 安全管理と衛生管理の徹底	○建物については常に目視で確認を行い、調理設備・器具についても、毎日調理前後に破損等の確認を行い、異常があればその都度迅速に補修等を実施した。 ○食材については、搬入時・下処理から給食の搬送まで各段階で常に目視による異物混入防止に努め、衛生管理・安全管理を図った。 ○調理員等には各家庭での食事や健康管理に留意させるとともに月2回の腸内細菌検査を行い、毎日の自己点検による体調管理、作業においては安全確保、手洗、消毒等を徹底して行った。	○機器等の取扱について、引き続き、導入業者と連携を図り、作業手順の習得に努める。 ○調理過程から搬送まで、安全管理・衛生管理の徹底に努める。 ○体調管理の重要性、衛生管理マニュアルに沿った調理業務の徹底を図る。	A

社会教育

項目	項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
1 生涯学習の振興と社会教育の推進	(1) 生涯学習の推進と内容の充実 ①家庭教育の充実 ②青少年教育の充実 ③生きがいづくり教育の充実 ④出前講座の啓発推進	①家庭教育学級開設（11 学級） ②子ども会連絡協議会（ソフトボール大会、インリーダー研修、スケート教室全て中止）、PTA連絡協議会（球技大会、研究大会中止）、青少年育成市民会議書面開催、青少年問題協議会開催、青少年体験講座については全て中止 ③若者プロジェクト MAIKA（イベント中止）、ヒカリテラスイベント、ふれあい女性学級、市民大学、パソコン講座、生涯学習講座（5 講座）等 ④出前講座（20 回）	○家庭教育学級は学級数の維持及び学級生数の増が課題である。 ○市民大学及びふれあい女性学級の年齢層は 70 代が中心で、高齢者教育も担う形となっているが、若い世代の参加促進が課題である。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれの事業でも縮小や中止が多く、特に青少年関係事業については、全て中止となった。	B
	(2) 社会教育関係団体の活動の充実	○社会教育団体（市地域婦人連絡協議会）への運営補助を行い、自主的な活動推進と育成を図った。 ○市 PTA 連絡協議会については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった事業が多く、補助金が全額返還される結果となった。	○引き続き運営補助を行い、自主活動の推進と育成を行う。	A
	(3) 社会教育主事資格取得の推進	○令和 2 年度については熊本大学での講習会が中止となり、資格取得ができなかった。	○令和 3 年度も引き続き予算措置を行い、資格取得のための講習会へ参加する。	B
	(4) 人権・同和教育の推進	○総務課と共催の「人権を考える市民のつどい」については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で家庭教育学級の開催数が激減し、人権学習の取組も少なかった。 ○集会所事業で、人権問題等学習講座（講師延べ 43 人、生徒延べ 18 人）を実施し、人権同和教育の推進を図った。	○引き続き家庭教育学級等で人権学習や総務課と共催の「人権を考える市民のつどい」で人権意識の啓発を図る。 ○集会所事業で人権問題等学習講座を引き続き行い、人権同和教育の推進を図る。	B
2 生涯スポーツの推進	(1) スポーツ活動の推進	○スポーツ大会〔4 競技、202 人（R 元：6 競技、710 人）〕 ○スポーツ少年団〔5 事業、390 人（R 元：7 事業、543 人）〕 ○スポーツ推進委員（出前講座及び体力測定中止） ○総合型地域スポーツクラブの生涯スポーツ活動	○新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ大会や出前講座、体力測定等が自粛や中止となったため、前年度より減少した。今後も「新しい生活様式」や令和 2 年度に策定した「えびの市社会体育施設の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に従い、それぞれの団体等とも連携を図りながら事業を推進していく。	B

項目	項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
	(2) 指定管理者と連携した体育施設の有効活用	○総合型地域スポーツクラブ連絡協議会による２期目の指定管理者制度３年目となり、指定管理者と連携し、体育施設の適正管理を行った。また、計画的な維持補修や整備等を行い、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図った。 ○毎月１回定例会を開催し、事業報告や課題等を出し合い情報共有や連携を図った。	○新型コロナウイルス感染症の影響により、体育施設が臨時休館や自粛を行ったことにより、体育施設の有効活用が出来なかったが、今後も感染症対策を徹底し、指定管理者と連携し、よりよい施設の管理運営を行う。 ○引き続き、毎月１回の定例会を開催し連携を図っていく。	B
	(3) 各種団体の指導・育成	○各種団体と連携し、スポーツ大会を実施（４競技 202 人）した。 ○高齢者のスポーツ団体加入促進助成金制度（１人 2,000 円、24 人助成）を継続して実施した。 ○全国大会、九州大会に出場する選手に対して経費の一部を補助し、競技力の向上に努めた（個人：7 人）。 ○体育協会加盟団体の競技大会出場に伴うレンタル補助を実施した（年４回、１回２万円上限。実績：１団体２回）。	○引き続き、競技団体と連携及び支援を行っていく。 ○スポーツクラブや体育協会会員拡大増対策が必要である。スポーツクラブや体育協会加盟団体へ新たに加入を希望する高齢者に対し支援を行い、加入者拡大と健康増進を図っていく。	A
3 文化の推進	(1) 文化活動の振興 ①文化振興の促進 ②文化団体の育成 ③文化施設の活用	①市民団体等と連携した文化事業を実施。利用者数は 14,900 人（Ｒ元年度 37,538 人） ②芸術文化協会、郷土芸能保存連合会等への補助金等の支援を行うとともに、連携して事業を展開した。 ③文化の杜を生涯学習の拠点として、指定管理者（図書館・資料館）と連携し様々な事業等を展開。また、毎月定例会（文化の社会議）を開催し、連携を図った。	○新型コロナウイルス感染症拡大のため、イベント等が中止となるなど大きく影響を受けた。施設の管理者として、感染拡大防止策を講じた上で、感染状況を見ながら、引き続き事業を展開していく。 ○引き続き、文化団体との連携及び支援を図っていく。	A
	(2) 文化財の保護と活用 ①埋蔵文化財の発掘調査、保存と活用 ②歴史文化財の保護 ③ふるさと教育の推進	①平成 30 年度に開始した畑かん事業による白鳥地区の発掘調査の整理作業を実施した。また、重要文化財指定の島内地下式横穴墓群出土品を年次計画により科学的処理分析を行い、データ化し、考古学資料の保存整備、そして企画展等を実施した。 ②木崎原古戦場跡地の看板設置や県市指定文化財の維持管理等の保護活動を行った。 ③歴史民俗資料館事業で、えびの学講座や出土品の展示公開等を行った。	○引き続き、出土品の保存処理をしていくとともに、文化財の保護及び企画展等を行っていく。 ○毎月１回の定例会（文化の社会議）を引き続き開催し連携を図っていく。	A

項目	項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
	(3) 指定管理者と連携した図書館運営の充実	○利用者拡大に向けた、各種の催し物等を実施した。 ○来館者数〔20,250人（R元：31,360人）〕、貸出図書数〔73,224冊（R元：86,195冊）〕、登録率〔72.3%（R元：72.3%）〕 ○毎月1回定例会（文化の社会議）を開催し、事業報告や課題等を出し合い情報共有や連携を図った。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る対策として、交付金を活用して児童書を845冊購入し、読書環境の充実を図った。	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、来館者数、貸出図書数は減少した。引き続き利用者の増加や利便性の向上を図るとともに、利用しやすい環境整備に努めていく。 ○引き続き、毎月1回の定例会を開催し連携を図っていく。	A
	(4) 指定管理者と連携した資料館の充実 ①歴史民俗資料館の活用 ②歴史民俗資料の保存 ③歴史民俗資料の調査研究及び公開	①各種の企画展、講演会及び体験学習等を実施した。入館者数3,795人（R元：9,043人） ②貴重な資料等を収集し、保存に努めた。 ③えびの市埋蔵文化財調査報告書第60集「島内139号地下式横穴墓Ⅱ」を刊行した。	○新型コロナウイルス感染症拡大のため、イベント等が中止となるなど大きく影響を受けた。施設の管理者として、感染拡大防止策を講じた上で、感染状況を見ながら、引き続き事業を展開していく。 ○毎月1回の定例会（文化の社会議）を引き続き開催し連携を図っていく。	A

項目	項目	実績等	課題及び今後の取組方針	判定
4 体育及び文化施設・設備の整備充実		○体育施設 ・王子原運動公園：電撃殺虫器取替修繕、スポーツラクタ修繕 ・弓道場誠心館：照明取替修繕 ・市民体育館：倉庫屋根改修修繕、雨漏り修繕、外壁軒天等修繕 ・飯野駅前地区体育館：空調機設備機器設置 ・神社原運動公園：電撃殺虫器取替修繕 ・加久藤地区体育館：外壁修繕（北側） ・上江地区体育館：床修繕（ダボ栓浮部再固定） ・永山運動公園（既存部分）：公園改修工事、トイレ新設工事（建築主体工事及び設備工事）、テニスコート照明改修工事 他 ○文化センター ・排煙設備修繕、消防設備修繕 他 ○市民図書館 ・照明器具取替修繕 ・空調設備改修工事（2 カ年計画の2 年目） ○歴史民俗資料館 ・給湯器及び混合水栓取替修繕	○全ての体育施設及び文化施設は、老朽化し修繕を必要としている。優先順位を付け計画的に行う。	A

総合評価

- 1 教育委員会の活動及び管理事務については、全ての分野について基本方針や施策を示し、実態把握・点検・指導助言・援助を適切に行い、改善を図っている。
- 2 学校教育については、7年目となる全学校全学年への30人学級編制の導入によって、一人一人と向き合うきめ細かな指導、生徒指導の充実等が図られており、保護者及び教職員へのアンケートでも引き続き高い評価を得られるなど、同事業の定着が見られる。また、小・中一貫教育の趣旨徹底を図るとともに、教育課程特例校指定による特色ある教育課程の編成に取り組んだ結果、最重要課題である総合的な学力の維持、向上につなげることができている。えびの市学校教育3つの挑戦については、PTA活動や学校運営協議会の充実、地域人材の活用により、学校、家庭及び地域が連携を図りながら推進した。新型コロナウイルス感染症の対応として年度当初の4月から5月にかけて行った学校の一斉臨時休業の際は、学習の遅れが生じないよう適切な家庭学習を課し、登校日の設定や電話等により、学習内容の確認や心身の健康状態の把握を行うなどの対応をとった。また、学校再開後は、運動会・体育大会、修学旅行、文化発表会等学校行事の見直しや感染症対策を徹底しながらの教育活動の実施など、児童生徒の学びの保障に努めた。

就学援助事業については、全児童生徒保護者へ周知を行い、経済的負担の軽減を図った。えびの市奨学金貸与制度については、国が行う給付型奨学金制度の動向を見ながら、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されず、本人が望む教育機関で修学できるよう支援を継続していく。

学校施設・設備の整備充実については、老朽化した施設・設備の改修・修繕等を実施するとともに、真幸小学校校舎（1号棟）については、外壁（非構造部材）の改修工事を実施し、地震災害に備えた防災機能強化事業を実施した。また、国が進めるGIGAスクール構想の実現に対応するため、児童生徒一人一台端末及び高速大容量の通信ネットワークの整備を実施することによりICT教育環境の整備を図ることができた。今後も引き続き、安心、安全な教育環境の整備に取り組んでいく。

- 3 学校給食については、安全で美味しい栄養バランスのとれた学校給食を提供するため、安全管理と衛生管理等の徹底を図り、施設の維持管理及び調理器具の保守並びに保温食缶の年次更新に努めるとともに、毎日の献立を工夫し、えびの産米を使った米飯給食を実施した。

また、食育の推進を図るため、各学校において食に関する指導を行い、好きなメニューを自由に選べる「リクエスト献立」を実施し、給食日より「うんまか」等を発行して児童生徒や保護者に対して食育の大切さや食への関心を高めた。

平成30年8月に運営を開始したえびの市防災食育センターは、平常時における給食業務、災害時等における食料供給等の拠点としての機能を併せもつ施設として整備されており、また、見学通路により児童生徒が調理風景を見学することができる施設となっている。

- 4 社会教育については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、いずれの事業も縮小や中止となり、特に青少年関係事業については、全て中止となったものの、生涯学習推進のため各種生涯学習講座や市民大学等を開設し、生涯学習の体制づくりを図った。また、家庭教育と青少年健全育成の充実を図るため、家庭教育学級・親育て講座・講演会を実施するとともに、団体への支援などを行い社会教育の推進が図られた。

スポーツ振興については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、体育施設の利用制限や臨時休館、そして、県民総合スポーツ祭などの大会への参加自粛や中止などにより、体育協会加盟団体や総合型地域スポーツクラブとの連携した取り組みができなかったが「新しい生活様式」に従い、各種スポーツ大会を開催するとともに、スポーツ少年団・体育協会・総合型地域スポーツクラブ等の関係団体の育成支援に努め生涯スポーツの推進が図られた。また体育施設は指定管理者制度の第2期3年目となり、民間活力による効率的な管理・運営を図ることができた。

文化振興については、文化団体等と連携し多様な催しを計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、臨時休館や利用制限、イベント等の中止が続く中、利用者数、発表する機会の提供の場が減少したものの、感染防止対策を講じた上で、市民の芸術・文化の高揚に努めることができた。

文化財保護については、「島内地下式横穴墓群」より出土した国の重要文化財に指定された出土品の保存科学的処理や「第139号墓」より出土した出土品の保存科学的処理を行うとともに、報告書「第60集 島内139号地下式横穴墓Ⅱ」を刊行し、全国に情報発信などを行い文化財の保護と活用を図った。

5 図書館運営については、指定管理者による管理運営を行った。市民目線に立った特色のある各種の講座や自主事業や様々な企画を計画し、学校・家庭・地域等と連携しながら読書活動推進に取り組むなど、利用者拡大に努め、赤ちゃんから高齢者までの生涯学習の場として読書環境の整備体制の構築を進めている。また、利用者の要望を考慮しながら図書資料等を充実させ、より利用しやすい図書館の環境整備に努めた。

資料館運営については、郷土の資料の公開・企画展・講座・講演会・体験学習などの催し物を行い歴史文化の醸成に寄与できた。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、臨時休館・イベント中止で、前年度より利用者数等が減少した。一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、在宅での時間を少しでも有意義に過ごしてもらうため、児童書を購入し、読書環境の充実を図ることができた。

文化施設及び体育施設は、全てにおいて老朽化しており、今後も優先順位を付けて計画的に修繕等を行っていく。

令和3年度 外部評価

外部知見の活用

1. 教育委員会の活動及び事務管理について

法令並びに令和2年度えびの市教育基本方針・教育施策に基づき、概ね適切に事務執行されている。教育委員会会議運営の効率化や情報公開・発信についての取組が定着してきているので、引き続き推進されたい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会や学校・施設訪問等が中止もしくは縮小されたことは、やむを得ないものの残念である。とりわけ学校や所管の教育施設に対する訪問は、教育委員会による適切な支援・整備のためにも重要であると考え。状況に応じて時期を変更したり、実施形態を工夫したりするなどして、何らかの形で実施ができるよう期待したい。

2. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

法令並びに令和2年度えびの市教育基本方針・教育施策に基づき、概ね適切に事務執行されている。

学校教育について、新型コロナウイルス感染症に対し適切な対応を講じられ、児童生徒の学びの保障に努められた。全学校全学年で実施されている30人学級編制が定着していることに加え、学習形態や指導方法の工夫に取り組み、学習内容の定着を図っている。また、ALTやICT教材を積極的に活用し、就学前の段階から中学校まで一貫した英語教育の充実の取組には目を見張るものがある。中学校における「英語表現科」の設置も興味深い。英語教育の充実はえびの市の教育の特色の一つともいえるもので、今後も継続・発展を期待したい。

5年未満の若手講師を対象とした重点支援校訪問は、若手人材の育成に寄与するだけでなく、教員不足に悩む他市町村へのヒントにもなるであろう。

心の教育として、SOSの出し方教育やピア・サポートの研究、「対話」を通じた合意形成・課題解決能力の向上など、具体的に積極的な指導に取り組まれている。児童生徒一人ひとりを大切にすると同時に、多様な人との交流・協働を通じたコミュニケーション力の育成により、児童生徒の健全な成長が期待される。

えびの市では令和2年度も記録的豪雨などの自然災害に見舞われ、学校教育における防災・安全教育の重要性が高まっている。児童生徒の安全を確保することが大前提ではあるが、児童生徒にも主体的に行動する力や態度を身に付けさせる必要があるだろう。今後も防災・安全教育の推進に力を入れていただきたい。

GIGAスクール構想の実現に対応するべく、児童生徒一人1台端末や通信ネットワークの整備が行われた。今後はそれらの適切な活用が望まれよう。

学校給食については、継続的に地産地消を推進しや食育活動に取り組み、安全で美味しく、楽しい給食の提供に取り組んでいる。

社会教育については、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業が中止となり、参加者等も大幅に減少した。コロナ禍においては学校教育に比べ社会教育・生涯学習の優先度は低くならざるを得なかった。しかし、市民の心身の健康維持・向上や生きがいづくりなど、社会教育・生涯学習の果たす役割は決して小さくはない。状況を見極めながら活動の再開や新たな方法での事業開催等を期待したい。

令和2年度は、前年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等の中止や規模縮小を余儀なくされ、関連施設の利用者の減少が続いた。関係者のご努力や気苦労は相当なものであったことと拝察し、適切な判断を下してこられたことにまずは敬意を表したい。

しかし、この状況が治まる見通しは立たず、コロナ禍以前の状態に完全に戻ることはもはや難しいのかもしれない。Withコロナ（新型コロナウイルスとの共存）時代を見据え、新たな教育のあり方・方法を検討していかなければならないだろう。今後も市民の健康や安全に注意を払いつつ、教育委員会による適正な事務の管理及び執行を通じ、えびの市の教育がより一層充実・発展するよう期待する。